

山 監 査 第 1 5 8 号  
令和 2 年（2020 年）1 月 9 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 河 崎 平 男

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
令和 2 年 1 月 9 日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

企画部

企画政策課、財政課及び情報管理課

#### 3 監査の期間

令和元年 12 月 4 日から令和元年 12 月 26 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、令和元年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定より、その旨を監査委員に通知されたい。

##### (1) 支出関係について

###### (支払事務関係)

請求書を受理した日から起算して 30 日を超えて支払をしている。遅延防止法では支払いにおける起算日は適法な請求書受理日となり、工事以外は起算日から 30 日を超えた日数に係る利息を支払う義務がある。適切な処理をされたい。ミス防止に向けた課内体制の整備だけでなく、今後の財務会計システムの更新と併せたチェック体制の構築など出納室等とも協議されたい。

【情報管理課】